

平成23年12月

各 事 業 主 殿

林材業労災防止協会長野県支部

チェーンソーを用いて行う伐木等業務 従事者安全衛生教育の実施について

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定により、事業者は伐木業務従事者等危険有害な業務に就いている者に対し、その従事する業務に関し、一定期間ごとに安全衛生のための教育を行うこととされております。

当支部では、事業者に代って下記の実施要領によって、チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者の安全衛生教育を実施し、労働災害の防止を図ることとしました。

つきましては、貴事業場の現場の伐木等業務従事者の内、伐木特別講習修了後5年以上経過した者及び班長クラスの者に是非受講して頂きますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

チェーンソーを用いて行う伐木等業務 従事者安全衛生教育の実施要領

1 目 的

林業においては、近年間伐作業におけるかかり木の処理等の危険な作業や、危険な箇所における作業が多くなっていることから、現場の指導的立場にある者に対して、上記の状況に対応した安全衛生教育を実施し、資質の向上を図り、労働災害の防止の実効を上げることを目的として実施するものです。

2 受講対象者

伐木特別講習修了後5年以上経過した者。

チェーンソー等を用いて伐木等の業務に従事している現場の班長クラスの者とします。